

資金決済に関する法律第20条第1項に基づく
前払式支払手段の払戻しのご案内

令和6年11月3日にサービスを終了しました、当社発行の前払式支払手段について、下記のとおり未使用残高の払戻しをいたしますので、申出期間内に申出をお願いいたします。

記

1. 払戻しを行う前払式支払手段発行者の商号（または名称）

株式会社スーパー丸幸

2. 払戻しの対象となる前払式支払手段の種類

スーパー丸幸商品券金500円

スーパー丸幸商品券金1000円

3. 払戻しの申出期間

令和7年5月15日（木曜日）9時00分から

令和7年7月25日（金曜日）16時00分まで

※当該申出期間内に申出をしなかった前払式支払手段の保有者は、当該払戻しの手続きから除斥されますので、ご注意願います。

○申出の方法

「払戻しに関する問合せ先」へ電話またはメールにて連絡してください。

受付後、申出書と払戻し未使用商品券の送付用封筒を郵送します。

申出書に必要事項（払戻し商品券の枚数と金額、申出者の住所・氏名・電話番号、払戻し先金融機関口座情報）を記入の上、払戻し未使用商品券とあわせて「払戻しに関する問合せ先」住所まで送付してください。

○払戻しの方法

申出書と商品券が当社に届き次第、順次ご指定の金融機関に振込みにて払戻しをいたします。

※規定の郵送料、振込手数料は当社負担

○払戻しに関する問い合わせ先

株式会社スーパー丸幸

住所：〒370-2316 群馬県富岡市富岡980

電話：0274-63-5898

Mail : h-office@super-marukou.co.jp

株式会社スーパー丸幸

令和7年5月15日（公告日）

この文書はできるだけ広くお知らせするためトライアル様に掲示をご協力をいただいている。トライアル様では、お問合せを含め、一切の対応はいたしかねますのでご了承ください。
(掲示期間：令和7年5月15日から令和7年7月25日)